

令和3年度鳥取県環境審議会（第2回）における質疑応答の概要

（1）報告案件

鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリストの改訂について

（2）諮問案件

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例第2条第2項に定める特定希少野生動植物の指定並びに解除について

（笠木委員）

特定希少動植物の改訂が議会で認められるのが6月ということだが、レッドデータブックの冊子の発行はそれより早く、4月から5月の予定と聞いている。そのため、レッドデータブックの改訂版には、今回の特定希少野生動植物の変更が反映されない形で発行されることになる。

レッドデータブックは今後10年間、その内容で公開され、使用され続けるものであり、多くの人々が利用する重要な資料データであるため、今回変更された特定希少野生動植物の内容を、反映せずに発行してしまうというのは非常に大きな問題があると思われる。

いろいろ事情はあると思うが、わずか1、2ヶ月の違いなので、特定希少野生動植物の変更がレッドデータブック冊子の発行に反映されるよう、県担当には十分なお検討をお願いしたい。

（平木課長）

ご意見ありましたので、特定希少動植物の改訂について議会での議決をいただいた後にレッドデータブック冊子を発刊するように致します。